

**【参考5】消費生活相談員の任用状況等について**

～「地方消費者行政の現状分析」（平成22年7月、消費者庁）より～

いずれも平成21年4月1日時点

**【消費生活相談員の位置付け】**

	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託
相談員数 (人)	75人 (2.7%)	2,120人 (75.7%)	448人 (16.0%)	157人 (5.6%)

**【定数外消費生活相談員の採用形態】**

	特別職非常 勤職員	一般職非常 勤職員	臨時的 任用職員	任期付短時 間勤務職員	その他
相談員数 (人)	1,718 (81.0%)	257 (12.1%)	97 (4.6%)	5 (0.2%)	43 (2.0%)

**【消費生活相談員の契約上の雇用期間】**

6ヶ月	1年	2年	3年	4年以上	その他
1.2%	92.8%	4.9%	0.5%	0.0%	0.6%

**【消費生活相談員の雇用期間の更新回数制限の有無】**

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
制限有 (%)	18.3%	31.8%	12.1%	14.2%
制限無 (%)	81.7%	68.2%	87.9%	85.8%

**【消費生活相談員の更新回数】**

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
平均更新回数 (回)	5.5	6.5	3.0	4.9

**【消費生活相談員の報酬額（日額7時間換算）】**

(1日7時間換算/円)

都道府県	政令市	市	区	町	村
9,432	10,827	10,428	15,528	10,299	9,346

## ○相談員の採用形態について

消費生活相談員の採用形態については、上記のとおり、主として、定数内（いわゆる「常勤職員」）、定数外（いわゆる「非常勤職員」）、委託先法人の職員、相談員個人と委託契約を締結して消費生活相談を委託している場合の個人委託に分けられます。

定数内、いわゆる「一般職の常勤職員」は、任用に当たっては、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われており（「成績主義の原則」）、採用及び昇任は競争試験によることが原則とされています（人事委員会を置かない地方公共団体においては、競争試験又は選考）。給与は「給料」及び「手当」が支給され、その職務と責任に応ずるものとされており（「職務給の原則」）、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、地方公共団体の条例で規定されています。また、公務の中立性、安定性を確保するため、職員は地方公務員法で定める事由（勤務実績不良、心身故障による職務遂行困難等）による場合以外は、職員本人の意に反して降任又は免職されることはないなど強い身分保障が与えられています。その一方で、①法令及び上司の命令に従う義務、②守秘義務、③政治的行為の制限、④争議行為の禁止など服務上の強い制約が課されています。

定数外、いわゆる「非常勤職員」については、地方公共団体の定数管理の枠外であり、「特別職非常勤職員」、「一般職非常勤職員」、「臨時的任用職員」については、給与はいずれも「報酬」及び「費用弁償」が支給され、具体的な水準等は条例等で規定されることとなっています。

「特別職非常勤職員」（地方公務員法第3条第3項第3号）は、いわゆる「嘱託員」であり、採用方法については同法上の規定はありません。また、任期についても特段法令上の規定はありませんが、（ア） 臨時的任用職員が最長1年以内であり、「臨時の職」はおおむね1年以内の存続期間を有するものとされていること、（イ） 特別職非常勤職員が臨時的・補助的業務に従事するという性格であること、（ウ） 職の臨時性、補助性に伴い基本的に毎年度の予算で職の設置について査定され、定員管理上の条例で定める定数にカウントされないこと、にかんがみ、再度任用されることはあり得ますが、任用の際に設定する任期としては原則1年以内であるという考え方が採られています。また、分限処分、懲戒処分、守秘義務についても同法上は特段の規定はありませんが、各地方公共団体の要綱等で規定されています。

「一般職非常勤職員」は、地方公務員法第17条を根拠とされており、同条第1項では「職員の職に欠員が生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。」とされており、基本的には任期の定めのない常勤職員を念頭に置いているものの、同条第1項に基づいて、任期を限って任用することができることとされています。採用方法については一般職常勤職員同様に競争試験又は選考によることとされており、任期については、法令上明確な規定はありませんが、特別職非常勤職員同様通常1年以内との考え方が採られています。分限処分、懲戒処分、守秘義務についてはいずれも地方公務員法の規定が適用されます（同法第27条、28条、29条、30条～38条）。

「臨時的任用職員」については、地方公務員法第 22 条第 2 項、第 5 項を根拠とされており、同法第 17 条の正式任用の特例であり、①緊急の場合、②臨時の職の場合、③任用候補者名簿がない場合に限られています。採用方法については法令上特段の規定はなく、任期については 6 ヶ月以内で、6 ヶ月を超えない範囲で更新することができるが、再度更新することはできないとされています（同法第 22 条第 2 項、第 5 項）。

「任期付短時間勤務職員」は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第 5 条に規定され、任期の定めのない常勤職員と同様の本格的業務に従事する職員として、任期を限って採用されます。任期は原則 3 年で特に必要がある場合は 5 年とされており、処遇については、給与及び手当（扶養手当、住居手当等の一部の手当を除く）が支給され、休暇制度は任期の定めのない常勤職員と同様です。勤務時間は週 32 時間以内とされています。分限処分、懲戒処分、守秘義務についても地方公務員法の規定が適用されます。定員管理との関係については、定数条例外の扱いとなっています。

【参考6】 各分野の相談員の報酬比較について

報酬は時給換算

	消費生活相談員	交通事故相談員	家庭(児童)相談員	婦人相談員	母子自立支援員
都道府県A	1年未満1,358円 1~5年1,367円 5~10年1,375円 10年以上1,383円	1,707円	1,269円	1,269円	1,269円
都道府県B	月額1,010円 日額 851円	1,122円	2,086円	1,100円	1,100円
都道府県C	1,250円	1,372円	(未配置)	1,429円	1,460円
都道府県D	1,799円	1,394円	1,156円(経験3年未満) 1,201円(経験3年以上)	1,485円(経験3年未満) 1,524円(経験3年以上)	1,485円(経験3年未満) 1,524円(経験3年以上)
都道府県E	1,498円	1,221円	(未配置)	(常勤職員)	(常勤職員)
都道府県F	1,391円 1,316円	1,250円	(未配置)	1,250円	1,250円
都道府県G	1,231円(有資格者) 1,177円(無資格者)	1,401円	1,278円	1,259円	1,138円
都道府県H	1,523円 1,351円	本所1,208円 支所1,210円	1,138円	1,225円	1,291円
政令市A	1,383円	1,650円	1,383円	1,383円	1,383円
政令市B	1,757円	2,320円	1,303円	1,541円	1,584円
政令市C	1,834円(週4日勤務) 1,718円(週2日勤務)	1,913円	1,783円	1,646円(母子自立支援員と兼務)	
政令市D	1,731円	1,351円	1,839円	(未配置)	(未配置)
政令市E	1,407円~1,487円 (経験年数により5段階)	1,588円	1,371円	1,371円	1,371円、1,409円の2種類 (経験年数に応じて変動)
政令市F	相談員 1,429円 副主任 1,522円 主任 1,599円	2,125円	2,358円	2,358円	2,358円
A市	908円~1,332円	(未配置)	1,027円	1,027円	1,047円
B市	1,250円	(未配置)	1,937円	1,937円	(未配置)
C市	1,250円	1,372円	1,372円	1,250円	1,372円
D市	1,371円	1,787円	1,574円	1,574円	1,370円
E市	1,691円 1,443円 1,409円 1,403円	(未配置)	1,474円	(未配置)	1,654円 1400円
F市	1,405円	1,323円	1,249円	1,249円	1,249円
G市	月額報酬:1,488円 日額報酬:1,368円	1,237円	1,543円	1,335円 1,155円	1,335円
H市	1,493円	1,493円	(未配置)	(未配置)	1,663円

## 【参考 7】消費者庁設置法の附則等

### (1) 附則

#### 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成 21 年 6 月 5 日法律第 48 号) 抄

附則 4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター（消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。）の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 国会審議における与野党合意事項

#### 衆議院・消費者問題に関する特別委員会合意事項 (平成 21 年 4 月 15 日) 抄

#### 二. 地方消費者行政

(略) 今後 3 年程度の“集中育成・強化期間”後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、工程表も含め消費者委員会で検討を行う。

### (3) 国会審議における附帯決議

#### ①消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議 (平成 21 年 4 月 16 日、衆議院) 抄

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

**②消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議  
(平成 21 年 5 月 28 日、参議院) 抄**

二十四 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、PIO-NET の整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。

三十 地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

## 【参考8】市町村連携の法的性格、設立手続、事務の執行効果等についての整理

		概要	法人格	設立に際しての 議会の議決	事務の執行の効果	不法行為等の責 任の帰属	財源	主に活用されてい る分野 (平成20年7月時 点)	消費者行政での 活用実績	備考
地方自治法に基 づくもの	一部事務組合	普通地方公共団体がその事務の一部を共同で処理するために設けられるもの。根拠法令は地方自治法第284条～第291条。	あり (特別地方公共団 体)	必要 (協議により規約を定 め、構成しようとする 地方公共団体の議 会の議決が必要)	一部事務組合の管 理者が行ったものと みなされる。	一部事務組合	負担金、手数料、そ の他(地方債など)。 ※税による収入はな し。交付税は構成団 体に交付。	設置件数:1,664件 ごみ処理(422件)、 尿処理386件、消 防297件、救急295 件、火葬場233件 等	吾妻広域町村圏振 興整備組合、奥能登 広域圏事務組合、相 模郡広域事務組合	一部事務組合が成立すると、共同処理す るとされた事務は、関係地方公共団体の 権能から除外され、一部事務組合に引き 継がれる。
	広域連合	地方公共団体が広域にわたり処理することが 適当事務に関し、広域計画を作成し、必要 な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域 にわたり総合的かつ計画的に処理するた めに設けられるもの。 根拠法令は地方自治法第291条の2～第291 条の13	あり (特別地方公共団 体)	必要 (協議により規約を定 め、構成しようとする 地方公共団体の議 会の議決が必要)	広域連合の長が行っ たものとみなされる。	広域連合	負担金、手数料、そ の他(地方債など)。 ※税による収入はな し。交付税は構成団 体に交付。	設置件数:111件 後期高齢者医療49 件、介護保険47件、 広域行政圏計画の 策定等30件、障害者 福祉28件 等	鈴鹿・亀山地区広域 連合	広域連合が成立すると、共同処理するとさ れた事務は、関係地方公共団体の権能か ら除外され、広域連合に引き継がれる。 一部事務組合との相違は、広域連合が国 等からの権限移譲を受けられる、都道府 県と市町村の複合的な連携も可能など
	協議会	普通地方公共団体の協議により定められた 規約で設置されるもの。管理執行協議会、連 絡調整協議会、計画作成協議会がある。 根拠法令は地方自治法第252条の2～第252 条の6	なし	必要 (連絡調整協議会を 除いて、構成しよう とする地方公共団 体の議会の議決が必要)	管理執行協議会に ついては、当該構成 団体の長等が管理 及び執行したもの として効力を有する。	各構成団体の連帯 責任	関係普通地方公共 団体が負担・支弁 し、その方法は規約 で定める。	設置件数:284件 広域行政圏計画の 策定等122件、小中 学校の運営など教育 関係87件、環境衛生 20件 等	ようてい地域消費生 活相談窓口運営協 議会	職員については、構成団体における身分 を有したまま協議会に派遣される形式。
	機関等の共同設 置	普通地方公共団体の委員会、委員または執 行機関の付属機関等を、普通地方公共団 体の協議により定められた規約で、共同設置 するもの。 根拠法令は地方自治法第252条の7～第252 条の13	設置された機関等そ のものには法人格は なし 各構成団体の共通 の機関等との性格	必要 (共同設置の協議に ついては、関係地方 公共団体の議会の 議決が必要)	それぞれの地方公 共団体に帰属	それぞれの地方公 共団体に帰属	関係普通地方公共 団体が負担し、規約 で定める普通地の歳 入歳出予算として計 上。	設置件数:407件 介護保険認定審査 142件、公平委員会 116件、障害区分認 定審査108件 等	なし	職員の共同設置も可能。建築主事、指導 主事等において共同設置の例がみられ る。 ただし、共同設置した個々の職員の事務 分掌の変更や職員数の増減を行うた びに、構成団体の議会の議決を経て、規約 を変更する必要がある。 ※地方自治法の一部を改正する法律案 (継続審議)では、行政機関等の共同設 置として、「内部組織」(〇〇課など)の共 同設置も可能とすることが検討されてい る。
	事務の委託	普通地方公共団体の事務の一部の執行管 理を、他の普通地方公共団体に委ねるもの。 根拠法令は、地方自治法第252条の14～第 252条の16	—	必要 (委託の協議につい ては関係地方公共 団体の議会の議決 が必要)	受託した地方公共 団体の機関等が行っ たものとみなされる。 委託側は管理・執行 権限を失う。	受託した地方公共 団体	委託した地方公共 団体が受託した地方 公共団体に対する委託 費として予算に計 上。負担すべき経費 の支弁の方法は規 約で定める。	委託件数:5,109件 公平委員会1,169 件、住民票等の交付 936件、競艇838件 等	[鉏路市、鉏路町、厚 岸町、浜中町、標茶 町、弟子屈町、鶴居 村、白糠町]、[二戸 市、軽米町、九戸 村、一戸町]、[釜石 市、大槌町]	

		概要	法人格	設立に際しての 議会の議決	事務の執行の効果	不法行為等の責 任の帰属	財源	主に活用されてい る分野 (平成20年7月時 点)	消費者行政での 活用実績	備考
地方自治法に基 づかないもの	職員の相互併任 による任意組織	要綱等を定めて、各構成団体から職員の派遣を受け、それぞれ他の構成団体の職員に相互併任したうえで、任意組織を設けて事務処理を行うもの。	—	—	それぞれの地方公共団体に帰属	それぞれの地方公共団体に帰属	要綱等で規定	地方税の滞納整理で多く活用。	なし	
	民法上の委託契約	地方公共団体間で民事上の契約により、業務を委託するもの。	—	—	委託した地方公共団体の機関等が行ったものとみなされる。	委託した地方公共団体	要綱等で規定	ごみ処理委託など	なし	委託できる事務の範囲は事実行為に限られる。
	定住自立圏協定	圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づいて、中心市と周辺市町村が互いに連携・協力することにより、圏域の活性化を目指す取組。	—	必要 (中心市と各周辺市町村が議会の議決を経て「定住自立圏協定」を締結	同協定は協力関係全般に関するものであるが、そのうち実際の事務の共同処理を実施していくものについては、その内容に応じて事務の委託、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合などの各種共同処理制度や民事上の委託などを活用していくこととなる。			[大崎市、色麻町、加美町、桶谷町、美里町]、[長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町]		
	その他の事務協定	相談員を共同で配置する、相談窓口を相互の市町村間で利用可能とするなどの事務協定を締結し、連携を図るもの。	—	—		各ケースによる。		[茅ヶ崎市、寒川町]、[大洲市、西予市、内子町]など		

## 【参考9】 市町村連携による広域的な消費生活相談等の対応例

広域連携の名称及び構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会 (ニセコ町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町)	北海道	H22.6	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	地方自治法第252条の2 の法定協議会	構成自治体が規約を締結し、法定協議会を設置。規約に基づきニセコ町が相談員を雇用(1名)し、同庁に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	5割:均等割 5割:人口割	ニセコ町(4,662人) 黒松内町(3,198人) 蘭越町(5,455人) 真狩村(2,237人) 留寿都村(1,990人) 喜茂別町(2,504人) 京極町(3,439人) 計23,485人	
滝川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	北海道	H22.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、滝川市で高度な相談について対応。	10%:均等割 45%:人口割 45%:件数割	滝川市(43,594人) 奈井江町(6,411人) 浦臼町(2,292人) 新十津川町(7,297人) 雨竜町(2,970人) 計62,564人	
釧路振興局内市町村 (釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町)	北海道	H20.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	地方自治法第252条14の 事務委託	釧路市に対して、相談事務等の委託	1万円の均等割 残りは件数割	釧路市(185,487人) 釧路町(21,003人) 厚岸町(10,894人) 浜中町(6,624人) 標茶町(8,496人) 弟子屈町(8,305人) 鶴居村(2,561人) 白糠町(9,756人) 計253,126人	件数については、前々年度以前3年の数値
岩内町、島牧村、寿都町、共和町、泊村、神恵内村	北海道	H22.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、岩内町で高度な相談について対応。	5割:岩内町 5割:岩内を除く5町村で負担 (4割:均等割、6割:人口割)	岩内町(15,086人) 島牧村(1,908人) 寿都町(3,495人) 共和町(6,643人) 泊村(1,960人) 神恵内村(1,077人) 計30,169人	
富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	北海道	H18.4	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体で協定を締結し、富良野市で高度な相談について対応。	5割:人口割 5割:件数割	富良野市(24,270人) 上富良野町(11,887人) 中富良野町(5,615人) 南富良野町(2,879人) 占冠村(1,211人) 計45,862人	平成22年度の協定までは、件数については前々年度以前3年の平均件数を採用
盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	構成自治体が協定書を締結。協定書に基づき盛岡市が新たに4名の相談員を雇用(計13名)し、同市消費生活センターで事務を共同実施。窓口は月～金開所。	人口割	盛岡市(291,709人) 八幡平市(29,577人) 雫石町(18,459人) 葛巻町(7,594人) 岩手町(15,741人) 滝沢村(53,481人) 紫波町(34,223人) 矢巾町(27,016人) 計477,800人	
二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (完全集約)	地方自治法第252条の14 の事務委託	構成自治体が規約を締結。規約に基づき二戸市が相談員を雇用(3名)し、県合同庁舎に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	1割:均等割 9割:相談件数割	二戸市(30,599人) 軽米町(10,727人) 九戸村(6,699人) 一戸町(14,678人) 計62,703人	
釜石市、大槌町	岩手県	H22.4.1	中心市集約方式 (完全集約)	地方自治法第252条の14 の事務委託	構成自治体が規約を締結。規約に基づき釜石市が相談員を雇用(2名)し、同市庁舎に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	1割:均等割 4.5割:人口割 4.5割:相談件数割	釜石市(40,338人) 大槌町(16,171人) 計56,509人	
大崎市、色麻町、加美町、桶谷町、美里町	宮城県	H22.10.6	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式 (定住自立圏協定)	中心市と周辺市がそれぞれ協定書を締結。専門知識を要する対処困難な相談ケースに付いては大崎市と協力して対応。	未定	大崎市(135,975人) 色麻町(7,569人) 加美町(26,330人) 桶谷町(17,854人) 美里町(25,592人) 計213,320人	23年度からの実施に向けて検討中

広域連携の名称及び構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
吾妻広域町村圏振興整備組合 (中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町)	群馬県	H22.4.1	事務組合方式	地方自治法第284条第2項の一部事務組合	既存の吾妻広域町村圏振興整備組合の構成自治体が議会で議決し、知事の認可、組合規約を変更し、設管条例を制定。同組合が相談員を雇用(2名)し、中之条町文化会館内に相談窓口を設置。窓口は月～金開所。	2割:均等割 5割:人口割 3割:基準財政需要額割	中之条町(18,510人) 長野原町(6,340人) 嬭恋村(10,477人) 草津町(7,084人) 高山村(4,075人) 東吾妻町(16,431人) 計62,917人	
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	埼玉県	H15.10	中心市集約方式 (完全集約)	事務協定形式	市町間での契約に基づき、秩父市で4町の住民からの相談も一括対応。秩父市は窓口を週4日開設。	過去3年間の相談件数割	秩父市(68,842人) 横瀬町(9,275人) 皆野町(11,155人) 長瀨町(8,046人) 小鹿野町(13,807人) 計111,125人	
本庄市、上里町、美里町、神川町	埼玉県	H22.4	その他	事務協定形式	事務協定に基づき、本庄市と上里町が週2日ずつ開設し、相互利用。かつ、美里町と神川町の住民からの相談も対応。美里町と神川町は消費生活相談員はおかず、簡易な案件のみ職員で対応。	分担なし	本庄市(79,217人) 上里町(30,735人) 美里町(11,746人) 神川町(14,404人) 計136,102人	
宮代町、杉戸町	埼玉県	H18.6	相互乗入方式	その他	両町が週1日ずつ開設し、相互利用。(規約、事務協定等は取り交わしていない。)	分担なし	宮代町(33,063人) 杉戸町(47,270人) 計80,333人	
平塚市、大磯町、二宮町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 平塚市窓口:月～金開所 平塚市相談員:5人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、大磯町と二宮町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、平塚市にも委託して相談を実施。 <大磯町>平成22年4月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) <二宮町>平成22年3月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、経費総額に対し、相談件数の居住地割合に応じ、平塚市:大磯町:二宮町=8:1:1で按分。(相談員の報酬、維持運営費等を含めて按分。)	平塚市(257,387人) 大磯町(33,513人) 二宮町(30,187人) 計321,087人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 小田原市窓口:月～金開所 小田原市相談員:4人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、小田原市以外の町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、小田原市にも委託して相談を実施。 <箱根町>平成22年2月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) <真鶴町>平成22年2月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応) <湯河原町>平成21年11月から平日週5日相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、相談に係る経費総額(相談員報酬、社会保険料、研修旅費等)に対し、小田原市:箱根町:真鶴町:湯河原町=7:1:1:1で按分。(維持運営費等は小田原市が負担。)	小田原市(197,081人) 箱根町(13,007人) 真鶴町(8,526人) 湯河原町(27,336人) 計245,950人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 南足柄市窓口:月、火、水、金開所 南足柄市相談員:3人 (平成22年4月1日現在) 加えて、 本年からは、南足柄市以外の町においても、以下のとおり相談窓口を設置。なお、引き続き、南足柄市にも委託して相談を実施。 <中井町、大井町、松田町、山北町、開成町> 平成22年4月から毎週木曜日(南足柄市で相談を実施していない毎週木曜日のみ)相談窓口を設置。(職員が対応)	費用負担については、相談員の報酬のみをそれぞれの市町で等分。(端数は南足柄市負担。また、費用弁償、維持運営費等も南足柄市負担。)	南足柄市(44,439人) 中井町(9,956人) 大井町(17,997人) 松田町(11,946人) 山北町(12,177人) 開成町(16,046人) 計112,561人	概要欄に記載のとおり、周辺自治体においても窓口が設置されたため、従前の「完全集約」から「周辺自治体継続」の中心市集約方式に変更された。

広域連携の名称及び構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
厚木市、清川村	神奈川県	平成15年度	中心市集約方式 (完全集約)	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 厚木市窓口：月～金開所 厚木市相談員：4人 (平成22年4月1日現在)	費用負担については、以前県が交付していた「市町村消費生活相談体制推進事業費補助金」の相談員等設置費補助単価@9,400円×年間49日≒460,000円を清川村が負担。(端数は厚木市が負担。維持運営費等も厚木市負担。)	厚木市(219,027人) 清川村(3,317人) 計222,344人	
茅ヶ崎市、寒川町	神奈川県	平成15年度	相互乗入方式	事務協定形式	協定書と覚書に基づく。 茅ヶ崎市窓口：月～金開所 茅ヶ崎市相談員：6人 (平成22年4月1日現在) 寒川町窓口：月、木開所 寒川町相談員：5人 (平成22年4月1日現在)	費用負担については、経費総額を相談件数1件あたりに割り返し、その数値に構成市町それぞれの相談件数をかけて算出。	茅ヶ崎市(235,643人) 寒川町(47,581人) 計283,224人	
長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町	新潟県	平成21年7月14日	中心市集約方式 (周辺自治体継続)	事務協定形式 (定住自立圏協定)	中心市と周辺市がそれぞれ協定書を締結。 弁護士等専門知識を要する対処困難な相談ケースについては長岡市と協力して対応。	なし(3年後に状況を見て見直しを行う)	長岡市(283,631人) 小千谷市(39,444人) 見附市(42,784人) 出雲崎町(5,168人) 計371,027人	
奥能登広域圏事務組合 (輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)	石川県	平成22年4月	事務組合方式	地方自治法第285条の複 合的一部事務組合	一部事務組合で規約を締結。 組合で相談員1名雇用 窓口は週5日開所	5割：均等割 5割：人口割	輪島市(31,841人) 珠洲市(17,560人) 能登町(21,242人) 穴水町(10,145人) 計80,788人	
鈴鹿亀山地区広域連合 (鈴鹿市、亀山市)	三重県	平成18年4月	広域連合	地方自治法第284条第3 項の広域連合	鈴鹿亀山地区広域連合消費生活センター条例により設置。施行規則により必要事項を定める。 21年度定数外相談員3名、定数内1名 窓口は、週4日午前9時～午後4時	3割：均等割 7割：人口割	鈴鹿市(194,313人) 亀山市(47,751人) 計242,064人	
相楽郡広域事務組合 (木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村)	京都府	平成22年3月	事務組合方式	地方自治法第285条の複 合的一部事務組合	「相楽消費生活センターの設置及び運営に関する規則」により、相楽郡広域事務組合にてセンターを設置。消費生活相談員3名。 1. 名称：相楽消費生活相談センター 2. 場所：木津川市 3. 開設日：月曜日～金曜日、午前9時～午後4時 4. 相談体制：センター内での相談と巡回相談	固定的経費については、市町村で均等負担、運営的経費については、人口割	木津川市(69,310人) 笠置町(1,744人) 和束町(4,804人) 精華町(36,180人) 南山城村(3,252人) 計115,290人	

広域連携の名称及び構成市町村	都道府県	設立時期	連携方式	連携の形式	概要	費用分担	構成自治体それぞれの人口規模	備考
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	兵庫県	平成22年4月	その他	事務協定形式	3市2町で「たじま消費者ホットライン運営協議会」を設置し、消費生活相談事務を共同で処理する窓口を設置。(場所は県立但馬生活科学センター内) 各市町の相談員が毎日2名程度交代で相談に対応。困難事案等は、県センターへ引き継いだり、合同で処理するなど、県の相談員が実務を通じて支援。	各市町が法令外負担金により拠出(県負担はなし)	豊岡市(88,641人) 養父市(27,524人) 朝来市(34,017人) 香美町(21,043人) 新温泉町(16,944人) 計 188,169人	
福崎町、市川町、神河町	兵庫県	平成22年4月	その他	事務協定形式	神崎郡3町(福崎町、市川町、神河町)が連携して、福崎町立生活科学センター内に共同で「神崎郡消費生活中核センター」を設置。福崎町に配置された相談員(3名)が中心となり、郡内の相談を受け付ける。市川町、神河町でも従来どおり相談受付を行うが、対応が困難な事例については、中核センターの相談員が支援を行う。	人口・相談件数等により負担割合を算出	福崎町(19,279人) 市川町(13,826人) 神河町(12,921人) 計46,026人	
吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	奈良県	平成9年10月	その他	事務協定形式	吉野郡消費者生活実践連絡協議会規約を定め、消費生活相談、啓発事業、研修事業等を実施。吉野町、大淀町、下市町、川上村に3ヶ月ごと(毎週火曜日)に、相談員を配置。周辺町村は、どの窓口でも利用可。	5割:均等割 5割:人口割	吉野町(9,236人) 大淀町(19,759人) 下市町(7,071人) 黒滝村(928人) 天川村(1,791人) 下北山村(1,179人) 上北山村(697人) 川上村(1,886人) 東吉野村(2,457人) 計 45,004人	
日野町、日南町、江府町	鳥取県	平成22年7月23日	法定協議会	地方自治法第252条の2の法定協議会	日南町、日野町、江府町の日野郡3町と県が連携・共同して、行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進するとともに、共通する諸課題の解決に取り組むことを目的として、法定協議会「鳥取県日野地区連携共同協議会」を設置。	各町が負担金により拠出(県負担はなし)	日野町(3,873人) 日南町(5,811人) 江府町(3,551人) 計13,235人	
大洲市、西予市、内子町	愛媛県	平成21年2月	巡回方式	その他	三市町により、相談員を共同配置、大洲市:週2日、西予市:週2日、内子町:週1日それぞれ配置。	3割:均等割 7割:人口割	大洲市(48,811人) 西予市(43,586人) 内子町(19,066人) 計111,463人	
大町町、江北町、白石町	佐賀県	平成17年1月	相互乗入れ方式	任意協定	白石町:毎週木曜日 大町町:年間30日(ほぼ隔週の水曜日) 江北町:年間30日(ほぼ隔週の火曜日) 同じ相談員がそれぞれの町を担当しており、3町の住民は週2回(木曜と火・水のいずれか)相談できる体制となっている。	なし(それぞれの町が個別に契約を締結し、乗り入れに関する費用分担はない)	大町町(7,593人) 江北町(9,653人) 白石町(26,254人) 計43,500人	

## 【参考 10】 広域連携における「事務協定」、「規約」の例

(地方自治法上の一部事務組合方式の例)

### 〇〇広域事務組合理約

(名称)

第1条 この組合は、〇〇広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する町村)

第2条 組合は、次に掲げる町村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

- 〇〇町
- 〇〇町
- 〇〇町
- 〇〇村

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務
- (2) 〇〇に関する事務
- (3) 〇〇に関する事務
- (4) 消費生活センターの運営管理に関する事務

(事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、〇〇町〇〇番地に置く。

(議会の組織)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は〇人とする。

(議員の選任方法)

第6条 組合議会の議員は、関係町村の議会の正副議長をもってあてる。

(理事長、副理事長及び理事)

第7条 この組合に、理事長、副理事長1名及び理事〇名をおく。

- 2 理事長及び副理事長は、関係町村の長（以下「関係町村長」という。）の互選によって定める。

3 理事は、理事長及び副理事長以外の関係町村長をもってあてる。

(会計管理者)

第8条 この組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する関係町村の会計管理者の職にある者をもってあてる。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員〇名をおく。

2 監査委員は、理事長が組合議会の同意を得て、組合議会の議員及び知識経験者のうちからそれぞれ1名を選任する。

3 前項の監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者については、組合議会の議員としての任期によるものとし、知識経験者のうちから選任された者にあっては〇年とする。

(補助職員)

第10条 前3条に定める者を除くほか、組合に必要な職員をおき、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、理事長が任命する。

(経費財源)

第11条 組合の経費は、組合の財産より生ずる収入、負担金、補助金、手数料、賦課金その他の収入をもってあてる。

(負担金の分賦の方法)

第12条 経常的経費に係る負担金の分賦割合は別表のとおりとし、事業の実施その他の特別な財政需要に係る負担金を分賦割合は、その都度組合議会において議決により定める

(ふるさと市町村圏基金の設置)

第13条 組合にふるさと市町村圏基金を設置する。

2 ふるさと市町村圏基金は、〇〇広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とする。

3 ふるさと市町村圏基金は、関係町村の出資金及び県の補助金により設置するものとする。

4 前項に規定する関係町村の出資金は、第14条の経常的経費に係る負担金の分賦割合とする。

第14条 ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、関係町村からの出資金総額及

び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。

(出資相当額に対する関係町村の権利)

第 15 条 組合が解散する際には、ふるさと市町村圏基金に属する財産は、出資割合に応じて関係町村に帰属するものとする。

附則

- 1 この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項の規定により、〇〇県知事の許可のあった日から施行する。

別表(第 12 条関係)

区分	分賦割合	備考
均等割合	100 分の 20	
人口割	100 分の 50	最近の国勢調査結果人口による
基準財政需要額割	100 分の 30	前年度の普通地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額による。

## (地方自治法上の協議会方式の例)

### 〇〇地域消費生活相談窓口運営協議会規約

#### (協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項に規定する「商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため」の苦情処理のあっせんに関する事務（以下「消費生活相談業務」という。）を共同して執行することを目的とする。

#### (協議会の名称)

第2条 協議会は、〇〇地域消費生活相談窓口運営協議会という。

#### (協議会を設ける町村)

第3条 協議会は、〇〇町、〇〇町、〇〇村、〇〇町及び〇〇町（以下「関係町村」という。）が、これを設ける。

#### (協議会の処理する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係町村による消費生活相談業務の窓口設置及び運営に関する事務
- (2) 協議会運営に係る関係町村間の連絡調整に関する事務
- (3) その他前2号に係る課題で第13条に規定する会議の議決により必要と認めた事務

#### (消費生活相談窓口)

第5条 協議会は、消費生活相談業務の窓口を〇〇町に設置する。

- 2 前項の規定により設置する窓口の受付日及び受付時間は、〇〇町役場の開庁日及び開庁時間とする。
- 3 〇〇町長は、消費生活相談業務を処理する職員（以下「相談員」という。）を第1項に規定する窓口配置する。
- 4 協議会は、相談員の配置及び相談窓口の運営に係る経費の相当額を〇〇町に支出する。

#### (協議会の事務所)

第6条 協議会の事務所は、第7条に既定する会長が所属する町村役場内に置く。

#### (組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第8条 会長は、関係町村の長が協議して定めた町村長をもって、これに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の任期は、2年とする。
- 4 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第9条 副会長は、第10条に既定する委員の互選により、1人を定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 副会長の任期は2年とし、補欠副会長の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第10条 委員は、会長を除く関係町村の長をもって、これに充てる。

- 2 委員の任期は、関係町村の長としての任期による。
- 3 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、会長である町村の長が、その補助機関たる職員のうちから、これを選任する。
- 3 会長は、協議会の事務に従事する職員のうちから主任の者（以下「事務局長」という。）を定めなければならない。
- 4 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の1人以上のものから会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数により決定する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を

求めることができる。

(幹事会)

第14条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を専門的に協議又は処理するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、関係町村の長が、その補助機関たる消費者行政を担当する管理職相当の職員のうちからそれぞれ選任した者をもって組織する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係町村の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会は、その相当する事務を関係町村の名において管理し及び執行する場合においては、当該事務を関係町村の当該事務に関する条例、規則その他の規定の定めるところにより管理し及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用（以下「費用」という。）は、関係町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係町村が負担する金額（以下「負担金」という。）は、協議会の予算において定めるものとし、関係町村の負担割合は次のとおりとする。
  - (1) 費用の5割を関係町村で均等に負担する。
  - (2) 費用の5割を関係町村の前々年度末現在の住民基本台帳人口により按分して負担する。
  - (3) 前2号の計算により生じた端数は、会長が所属する町村の負担金で調整する。
- 3 関係町村は、第1項の規定による負担金を毎年度の前期及び後期の始30日以内に、協議会に交付しなければならない。

(予算)

第17条 協議会の予算は、前条の規定により交付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の費用をその歳出とし、会議の議決を経なければならない。

- 2 協議会の予算の調製、会計年度は、関係町村の例によるものとし、その事務は会長が行う。
- 3 会長は、第1項の規定により予算が議決を経たときは、速やかに当該予算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第18条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、支出に当たり一時的に保管する現金についてはこの限りでない。

(決算)

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に協議会の決算を調製し、会議の認定を経なければならぬ。

2 会長は、前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、速やかに当該決算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(財産の取得管理及び処分又は公の施設の設置管理及び廃止の方法)

第 20 条 協議会の担当する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、関係町村が協議会と協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は協議会が行う。

2 前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、協議会は、関係町村の当該管理に関する条例、規則その他の規定の定めるところにより行うものとする。

(事務処理の状況の報告)

第 21 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理状況を記載した書類を、関係町村の長に提出するものとする。

(関係町村長の監視権)

第 22 条 関係町村の長は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合においては、関係町村がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係町村において、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、協議会の担当する事務の管理及び執行その他協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(地方自治法上の事務の委託方式の例)

〇〇市と〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村の  
消費生活相談等の事務の委託に関する協議書

〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村（以下「関係市町村」という。）は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村が消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせんに関する事務の管理及び執行の一部を、〇〇市に委託することについて、平成〇年〇月〇日までに、関係市町村すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、別紙のとおり規約を定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書〇通を作成し、関係市町村の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇丁目〇番〇号  
〇〇市  
〇〇市長      〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇町  
〇〇町長      〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇町  
〇〇町長      〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇町  
〇〇町長      〇 〇 〇 〇

〇〇郡〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇町

〇〇町長           〇   〇   〇   〇

〇〇郡〇〇村〇丁目〇番〇号

〇〇村

〇〇村長           〇   〇   〇   〇

(別紙)

〇〇市と〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村の  
消費生活相談等の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町及び〇〇村（以下「関係町村」という。）は、消費生活に関する相談及び苦情処理のあつせん（以下「消費生活相談等」という。）の一部に関する業務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、〇〇市に委託する。

2 前項の規定により各町村が〇〇市に委託する消費生活相談等の事務は、各町村の住民が〇〇市消費生活センターに申し出た消費生活相談等に関する事務とする。

(管理及び執行方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、各町村の負担とする。

2 前項の規程により各町村が負担すべき経費（以下「負担金」という。）は、均等割額及び相談件数割額とする。

(決算)

第4条 〇〇市長は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を各町村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 〇〇市長は、各町村長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、各町村長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例の制定改廃等)

第6条 〇〇市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに各町村に通知するものとする。

2 各町村は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(委託の期間)

第7条 この規約に定める委託事務の委託期間は、この規約の施行の日から1年間とする。ただし、各町村から委託配置の申出がない場合は、委託期間の満了の日の翌日からさらにこれを1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の委託廃止の申出は、少なくとも委託期間満了6ヶ月前までに書面をもって〇〇市長にしなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し、必要な事項は、〇〇市長及び各町村長が協議して定める。

附則

この規約は平成〇年〇月〇日から施行する。

(任意の事務協定に基づく例 (中心市集約方式の例))

消費生活相談の広域的対応に関する協定書

〇〇市、〇〇町及び〇〇町 (以下「関係市町」という。) は、消費生活に関する苦情・相談等 (以下「消費生活相談」という。) の広域的対応について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 関係市町住民からの消費生活相談は、広域的に連携して行うことにより、住民サービスの向上に資することを目的とする。

(実施方法)

第2条 消費生活相談の広域的対応窓口は、〇〇市消費生活センターとする。

2 消費生活相談の受付時間等については、別に定める。

(経費の負担)

第3条 関係市町は、消費生活相談に係る経費を負担するものとする。

2 前項の負担方法等は、関係市町が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の期間)

第4条 この協定の期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。

2 この協定期間満了前に関係市町が解除の通知をしない時は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、関係市町が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、関係市町が記名押印の上、各時その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長      ○ ○ ○ ○

〇〇町長      〇   〇   〇   〇

〇〇町長      〇   〇   〇   〇

## (任意の事務協定に基づく例（相互乗り入れ方式の例））

### 消費生活相談業務に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という）と〇〇町（以下「乙」という）とは、消費生活相談業務について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の区域内における在住者、在勤者又は在学者（以下「在住者等」という）に係る消費生活相談業務（商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するための業務等をいう。以下「相談業務」という）を広域的に処理することにより、相談業務の効率化並びに消費生活における安全性及び利便性を向上させることを目的とする。

#### (実施内容)

第2条 甲及び乙は、甲及び乙の区域内における在勤者等に係る相談業務を甲の〇〇〇及び乙の〇〇〇において行うものとする。

#### (協定期間)

第3条 この協定期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、甲及び乙から特段の申し出がない限り翌年度1年間更新するものとし、以後の年度においても同様とする。

#### (情報交換等)

第4条 甲及び乙は、消費生活に関する業務を円滑に遂行するため、情報交換及び連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、被害を未然に防止するために特に必要があると認められたときには、速やかに相互に情報提供を行うものとする。

#### (その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲                    〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
                         〇〇市長            〇 〇 〇 〇

乙                    〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号  
                         〇〇町長            〇 〇 〇 〇

(任意の事務協定に基づく例（巡回方式の例）)

消費生活相談員の設置に関する協定書

〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活相談員の設置に伴い、以下のとおり協定を締結する。

第1条 〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活の相談等に対応するため、共同して消費生活相談員を設置するものとする。

第2条 消費生活相談員の決定及び解除は、〇〇市、〇〇市及び〇〇町で協議の上決定するものとし、〇〇市が代表で委託契約を結ぶものとする。

第3条 各市町における消費生活相談員の配置日は次のとおりとする。

〇〇市 月曜日、木曜日

〇〇市 火曜日、金曜日

〇〇町 水曜日

第4条 〇〇市、〇〇市及び〇〇町は、消費生活相談員の設置に関するすべての経費を次の表のとおり負担するものとする。

自治体名	均等割額	人口割額	小計	その他	合計
〇〇市					
〇〇市					
〇〇町					
計					

備考 均等割額 3割 人口割額 7割（ただし、人口は予算措置年度の前年度4月1日現在の住民基本台帳の数値を基に算定する。）

第5条 消費生活相談員の設置に係る経費は、〇〇市が〇〇市及び〇〇町から負担金を受け入れて支出するものとする。ただし、協議により〇〇市又は〇〇町が支払うこともできるものとする。

この協定の成立した証として、協定書を〇部作成し、関係市町が記名押印の上、各時その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長      〇   〇   〇   〇

〇〇市長      〇   〇   〇   〇

〇〇町長      〇   〇   〇   〇

## 【参考 11】市町村連携に関する地方自治法上の規定

### (協議会の設置)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (協議会の組織)

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

- 2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。
- 3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

### (協議会の規約)

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
  - 二 協議会を設ける普通地方公共団体
  - 三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
  - 四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
  - 五 協議会の経費の支弁の方法
- 2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）管理及び執行の方法
  - 二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
  - 三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い
  - 四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

(協議会の事務の管理及び執行の効力)

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したのものとしての効力を有する。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

第二款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する機関」という。)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称
- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
  - 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
  - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
  - 一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。
  - 二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。
- 5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定め

る普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

(職員等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 前五条の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

### 第三款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という。)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

### 第四款 職員の派遣

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。
- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

### 第三章 地方公共団体の組合

#### 第一節 総則

##### （組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

第二百八十五条 市町村及び特別区事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の

共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

## 第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
  - 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
  - 三 一部事務組合の共同処理する事務
  - 四 一部事務組合の事務所の位置
  - 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
  - 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
  - 七 一部事務組合の経費の支弁の方法
- 2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

- 2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。
- 3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の三 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

（解散）

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（経費分賦に関する異議）

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会の諮問を経てこれを決定しなければならない。
- 3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

### 第三節 広域連合

（広域連合による事務の処理等）

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

- 2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。
  - 3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。
  - 4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
  - 5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- （組織、事務及び規約の変更）

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。
- 4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。
- 8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。

(規約等)

第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
  - 二 広域連合を組織する地方公共団体
  - 三 広域連合の区域
  - 四 広域連合の処理する事務
  - 五 広域連合の作成する広域計画の項目
  - 六 広域連合の事務所の位置
  - 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
  - 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
  - 九 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。
  - 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
  - 4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第七項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

- 第二百九十一条の六 第二編第五章(第八十五条を除く。)及び第二百五十二条の三十九(第十四項を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章(第七十四条第一項を除く。)の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(第五項前段において「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもって、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
- 5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同条第七項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法 中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。
- 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

(広域計画)

- 第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第二条第四項（第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
- 3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 5 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならない。
- 8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（協議会）

第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

- 2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

（広域連合の分賦金）

第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

- 2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

（解散）

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

(略)

## 第六節 雑則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二百八十六条第一項本文（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百九十一条の三第一項本文、第二百九十一条の十第一項並びに第二百九十一条の十四第一項及び第三項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十八条、第二百九十一条の三第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。

2 市町村及び特別区の広域連合で数都道府県にわたるものに係る第二百九十一条の七第三項の規定による提出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。

(政令への委任)

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。